

個人事業税(第1期分)の納期限は 9月1日(月)です。

令和7年度の納税通知書は8月1日(金)に発送します。

年間の税額が1万円を超える場合は、第1期分と第2期分の納付書を併せてお送りしますので、納付時にお間違いのないようご注意ください。

(第2期分の納期限は、令和7年12月1日(月)となります。)

個人事業税は、納期限の日にご指定口座から自動引き落としされる**口座振替**(※)をご利用いただけるほか、「**地方税統一 QR コード(eL-QR)**」に対応した**金融機関**や**スマートフォン決済アプリ**を利用した納付、「**地方税お支払サイト**」を利用し、**クレジットカード納付**、**ペイジー納付(ATM、インターネットバンキング)**ができます。また、納税通知書に記載の金融機関や大阪府内の郵便局、コンビニエンスストア等でも納付することができます。



大阪府広報担当副知事もずやん

各府税事務所(令和7年9月30日で原則取扱終了)で納付することもできます。

(※お申込みから概ね3ヶ月後の納付分から口座振替が開始されます。)

※納税が困難な場合は、納税の猶予制度がありますので、お早めに府税事務所へご相談ください。

※納付方法等の詳細については、
大阪府ホームページ『府税あらかると』をご確認ください。

府税あらかると

検索